

# 農業農村整備事業における「時間的制約を受ける工事の積算方法」

## 1 趣旨

農業農村整備事業の工事を実施するに当たって、現場条件により継続的に時間的制約を受け、標準作業時間を確保することができない場合における工事の積算方法を定めるものである。

## 2 対象工事

以下に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない工事とする。

## 3 時間的制約条件

以下(1)～(4)の時間帯を避けた施工を必要とする場合又は(5)の制約を受ける場合とする。ただし、ある特定の日のみの制約(例：毎週 曜日のみ)を受ける場合は適用しない。

- (1) 現道の交通量の多い時間帯
- (2) 通勤・通学の時間帯
- (3) 公的な輸送機関(バス・鉄道等)のピークとなる時間帯
- (4) 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等
- (5) 山間部(中山間地域を含む)など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合

## 4 制約を受ける作業時間の適用範囲

制約を受ける作業時間について、4時間/日以上～7.5時間/日以下とする。

なお、制約を受ける作業時間が4時間/日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適正に積算するものとする。

## 5 労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行うものとする。

### (1) 作業時間の算出

拘束時間 = 作業終了時間 - 作業開始時間 (なお、標準拘束時間は9時間とする)

作業時間 = 拘束時間 - 1時間 (休憩時間帯) (なお、標準作業時間は8時間とする)

### (2) 補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	1.14

(注)「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が7時間/日を超え7.5時間/日以下をいう。

「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が4時間/日以上～7時間/日以下をいう。

### (3) 設計労務単価の補正割増し

設計労務単価は、次式により補正割増しを行うものとする。

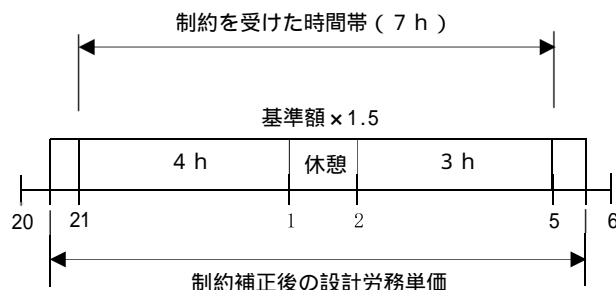
ア 通常勤務すべき時間帯(8時～17時)内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価

設計労務単価 = 公共工事設計労務単価 × 補正割増し係数

イ 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を行う場合の設計労務単価（例 - 1、例 - 2）

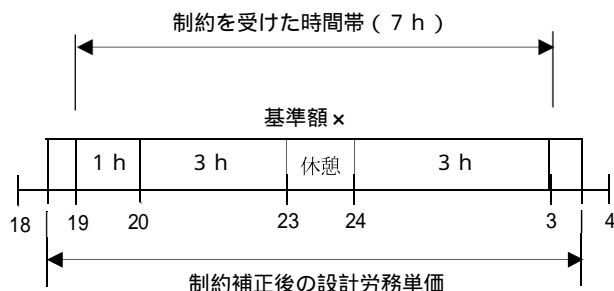
設計労務単価 = [ 公共工事設計労務単価 + 割増し賃金 ] × 補正割増し係数

（例 - 1）20時～6時の時間帯の中で21時～5時までの時間的制約を受けた場合



設計労務単価 = [ 基準額 + 割増し賃金 ] × 補正割増し係数  
= 基準額 × 1.5 × 1.14  
= 基準額 × 1.71  
ただし、割増し賃金 = 基準額 × 0.5

（例 - 2）18時～4時の時間帯の中で19時～3時までの時間的制約を受けた場合



設計労務単価 = [ 基準額 + 割増し賃金 ] × 補正割増し係数  
= 基準額 × 1.428 × 1.14  
= 基準額 × 1.628  
ただし、割増し率  
= ( 1h × 1.0 + 6h × 1.5 ) / 7h  
= 1.428  
割増し賃金 = 基準額 × 0.428

ウ 設計労務単価に他の特殊割増し（積雪寒冷地域での冬期割増し等）を合わせて考慮する場合は、割増し部分が重複しないように注意するものとする。

エ 機械付労務の労務費についても補正割増しの対象とする。

## 6 機械損料の補正

時間的制約を受ける工事の積算に当たっては、機械損料を補正する場合には「土地改良事業等請負工事機械経費算定基準について」（昭和58年2月28日付け58構改D第147号）により、行うものとする。

## 7 工期の設定

時間的制約を受ける工事の工期設定に当たっては、制約された作業時間により適正な工期の設定を行うものとする。

### 附則

令和4年4月1日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。